

教第64号議案

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例に関する意見決定の件

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）第2条第5号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

平成29年1月17日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例に関する意見

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

平成29年 1 月 17 日

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

神建公管第 2306 号
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助 様

神戸市長 久元 喜造



神戸市都市公園条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を制定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

第 号議案

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件
 神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例
 神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表中

「住吉公園 | テニスコート 駐車場」を
 「住吉公園 | テニスコート」に、
 「大和公園 | テニスコート 駐車場」を
 「大和公園 | テニスコート」に改める。

別表第2第6号の表駐車場の項中

「

住吉公園	大型自動車及び自動二輪車以外の自動車（以下「自動車等」という。）								1台1時間につき200円。ただし、駐車場を利用する時間が1時間を超える場合には、1時間を超える部分についての使用料の額は1台1時間につき100円とする。
大和公園	自動車等								1台1時間につき200円。ただし、駐車場を利用する時間が1時間を超える場合には、1時間を超える部分についての使用料の額は1台1時間につき100円とする。

を

王子公園	大型自動車								1台30分につき500円。ただし、駐車場を利用する時間が3時間を超える場合においては、3時間を超える部分についての使用料は免除する。
	自動車等								1台30分につき150円。ただし、駐車場を利用する時間が2時間を超える場合においては2時間を超える部分についての使用料の額は1台30分につき100円とし、駐車場を利用する時間が4時間を超える場合においては4時間を超える部分についての使用料の額は1台30分につき50円とする。

「

王子公園	大型自動車								1台30分につき500円。ただし、駐車場を利用する時間が3時間を超える場合においては、3時間を超える部分についての使用料は免除する。
------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--

自動車等								1台30分につき150円。ただし、駐車場を利用する時間が2時間を超える場合には2時間を超える部分についての使用料の額は1台30分につき100円とし、駐車場を利用する時間が4時間を超える場合には4時間を超える部分についての使用料の額は1台30分につき50円とする。
------	--	--	--	--	--	--	--	---

」

に改め、同表第2第7号附属会議室の項中

「

北神戸田園 スポーツ公園	野球場用 会議室1		1時間につき	500円			
	会議室2		1時間につき	200円			
	体育館用	会議室1	全面	土・日・祝	1時間につき	800円	
				その他	1時間につき	650円	
		半面	土・日・祝	1時間につき	400円		
			その他	1時間につき	300円		
		会議室2	全面	土・日・祝	1時間につき	800円	
				その他	1時間につき	650円	
	半面	土・日・祝	1時間につき	400円			
		その他	1時間につき	300円			
会議室3	土・日・祝	1時間につき	300円				
	その他	1時間につき	250円				

を

」

「

北神戸田園 スポーツ公園	野球場用 会議室1		1時間につき	500円		
	会議室2		1時間につき	200円		
	体育館用	会議室1	土・日・祝	1時間につき	800円	
			その他	1時間につき	650円	
		会議室2	土・日・祝	1時間につき	300円	
			その他	1時間につき	250円	
		会議室3	土・日・祝	1時間につき	300円	
			その他	1時間につき	250円	

」

に改め、同表同号コインロッカーの項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。ただし，別表第2第7号の附属会議室の項の改正規定は，平成29年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例改正による改正後の神戸市都市公園条例を施行するために必要な許可，使用料の徴収その他の準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

住吉公園等の駐車場を管理許可施設に変更する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

コインロッカー利用の無料化について

1 対象施設

施設名	使用料		根拠法令
	現行	改正後	
王子スポーツセンター〔陸上競技場〕	50円	無料	神戸市都市公園条例
王子スポーツセンター〔テニスコート〕			
王子スポーツセンター〔プール〕			
王子スポーツセンター〔体育館〕	50円	無料	神戸市立体育施設条例施行規則
東灘体育館			
須磨体育館			
垂水体育館			
西体育館			

2 根拠法令

神戸市都市公園条例 別表第2（第14条関係）第7号

神戸市立体育施設条例施行規則 別表第1（第9条関係）